

兵高教組 調査情報 2022年8月5日 7号

兵庫県高等学校教職員組合調査部
TEL : 078-341-6745
FAX : 078-351-3185
URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>
mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

夏休み中の在宅勤務と夏季研修 「テレワーク兵庫」利用の在宅勤務は最大3日

兵庫県教育委員会は、7月15日付で「県立学校教員の夏季休業中における『テレワーク兵庫』を活用した在宅勤務の試行について」を発出しました。夏季休業中の在宅勤務の実施要項を確認しておきます。

◆対象職員◆

現在、自宅で「テレワーク兵庫」が利用できる環境がある県立学校に勤務する常勤教員（臨時的任用教職員、任期付任用教職員を含む）が対象。利用可能OSは、Windows8.1、10、及び11（職場のPC、自宅のPCとも）があること。

◆在宅勤務が可能な期間◆

夏季休業期間中（最大3日間）とする。

◆実施単位、実施回数◆

在宅勤務は、1日及び半日単位で行う。

◆在宅勤務できる業務◆

個人の教材研究以外の業務とする。

- ①ICTを活用した教材づくりにかかわる業務
 - ・教科の教職員間で共有できるICTを活用した教材や指導案の作成（今年度から）
- ②教科指導にかかわる業務
 - ・「主体的対話的で深い学び」の実現に向けた教材研究等
- ③校務分掌にかかわる業務
 - ・会議資料等の作成
 - ・学校行事等の立案、要項等の作成
 - ・校務分掌担当業務に関する事務
- ④個人の資質向上に関する業務
- ⑤その他

- ・部活動専門部等に関する業務
 - ・オンラインでの会議の開催
 - ・オンラインでの個別指導、補習など
- ※自宅にあるPCから、職場のPCの画面にアクセスをして業務を行うことができます。

◆在宅勤務の手続き◆

1. 承認権者
承認を受けようとする教員の所属校長
2. 申請・承認
 - ・在宅勤務計画書（様式1）を提出
 - ・校長が承認
3. 在宅勤務の開始・終了報告
 - ・勤務の開始時、終了時に電子メールにより、勤務の開始及び終了の報告を行う。
 - ・終了報告時には、その日に行った業務の概要を合わせて伝えることとする。

◆高教組が県教委との間で確認したこと◆

1. あくまでも強制ではなく希望であること
2. 業務の成果物の提出は管理職の必要に応じた時のみに限ること
3. あくまでも在宅勤務をできるように、管理職の柔軟な対応を求めること
4. テレワークやデジタル化によって職員の管理・監視に繋がらないよう配慮すること

夏季研修を取りましょう！

夏休みは研修にも絶好のチャンスです。県教委は通知等で、「研修は、教職員の資質向上に研修は不可欠である。このため、教員・管理職資質向上指標を確認し…」と重要性を説き、資質向上指標については「教員の長所や個性の伸長を図るものであり、画一的な教員像を求めるものではない」としています。

教育公務員特例法(教特法)の精神を踏まえ、長期休業中のいろいろな機会を活用して、研究と修養に努めましょう。

◆教員にとって研修は義務であり権利である

教特法は第21条で、教育公務員は研修「努めなければならない」とした上で、その機会を与えることが任免権者の責務であるとしています。第22条では「教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない」「授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる」としています。教員以外の地方公務員の研修は「研修は、任命権者が行うもの」（地公法第39条）と、研修の実施主体を任命権者としており、教員の研修とは異なった位置づけです。自主的・自発的な研修であること、義務であり権利でもあることが、教員の研修の特徴です。

◆勤務場所を離れての研修は自宅でも可能

2002年7月4日付の文科省通知にある「自宅で研修を行う必要性の有無について適切に判断すること」を根拠として自宅研修を認めない校長がいますが、県教委は「文科省通知を見れば、自宅研修が認められないなどとなっていないことがはっきりする」と回答しており、研修場所は自宅であっても構いません。これまで高教組は、研修についての考え方や取り扱いについて、県教委と以下の確認をしています。

1. 教育委員会は、教員の研修を奨励する立場にある。夏季休業中はその絶好の機会として捉え、積極的に活用する。
2. 研修場所を自宅とする場合は、合理的な理由を示し、校長が県民に説明できるようにする。
3. 研修報告については、日時、場所、内容が、読めばわかるように書かれていればよい。

研修場所が自宅である場合については、その「合理的な理由」が示されればよく、「研修に必要な資料や機材が自宅にあるが学校にはない」などを例として、県教委も認めています。

研修を直接的に承認するのは校長ですが、法に基づけば「授業に支障のない限り」、教員からの研修承認の申し出を校長が拒否できないことは明らかです。自主研修を妨害するかのよう、校長が「自宅研修は認めない」と発言したり過剰な研修報告を求めたりするのは、法や通知の趣旨に反します。県教委は、「自宅研修は一切認めないという校長は指導する」としています。

◆研修場所への移動時間も職専免

県教委は、図書館などで研修を行う場合の通常の勤務開始時刻から開館までの時間について、自宅での研修準備や移動時間についても職専免であることを明確に述べています（利用する施設の開館時間、休館日等については前もって確かめておきましょう）。夜間定時制の教職員の研修時間について、定められた勤務時間と必ずしも一致している必要はないとしています。

あなたも高教組へ。
教職員の生活と権利を守る
とりくみを、あなたと一緒に。